

OECD多国籍企業行動指針（2011年改訂版）

日本連絡窓口（NCP）の手続手引

2011年11月25日

2016年9月30日改訂

外務省経済局経済協力開発機構室

厚生労働省大臣官房国際課

経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

1. OECD多国籍企業行動指針

（1）OECD多国籍企業行動指針

OECD多国籍企業行動指針（以下、「行動指針」という。）は、多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告である。行動指針は、適用可能な法律及び国際的に認められた基準に合致する良き慣行の原則及び基準を提供する。企業による行動指針の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない。しかしながら、行動指針に規定される幾つかの事項は、国内法又は国際的な約束によっても規制され得る。

（2）日本連絡窓口（National Contact Point, NCP）

日本NCPは、外務省（経済局経済協力開発機構室）、厚生労働省（大臣官房国際課）及び経済産業省（貿易経済協力局貿易振興課）により構成される。

行動指針をより効果的に実施するため、日本NCPの他、OECD経済産業諮問委員会（BIAC）の日本委員会である日本経済団体連合会（経団連）、とOECD労働組合諮問委員会（TUAC）のメンバーである日本労働組合総連合会（連合）の三者により構成される「日本NCP委員会」が設置されている。経団連及び連合は、日本NCPが扱う個別事例に関して守秘義務を負う。

（3）本文書における用語の説明

- 行動指針：OECD多国籍企業行動指針
- 日本NCP：日本連絡窓口（National Contact Point, NCP）
- 問題提起者：NCPに対して問題提起を行う者
- 被提起企業：問題提起の対象となっている多国籍企業

2. 個別事例の処理

（1）原則

行動指針及び「OECD多国籍企業行動指針のための実施手続」（以下、「実施手続」という。）

に則り、日本NCPIは、討議する場を提供し、産業界、労働者団体及びその他の利害関係当事者がその問題を効率的にかつ時宜を得た方法により、適用可能な法律に従って処理することを支援する。

個別事例手続の実効性は、手続に関わる全ての当事者の誠実な行動に依拠する。この文脈での誠実な行動とは、時宜を得た方法で対応し、適当な場合には秘密性を維持し、処理工程を不正確に伝えることや、手続に関わる当事者への脅迫又は報復を慎み、行動指針に従い、提起された問題の解決を見つける観点から、処理工程に誠実に関与することを意味する。（「OECD多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈」（以下、「実施手続に関する注釈」という。）パラグラフ21.）

（2）具体的手順

ア 問題提起の受領

問題提起は書面によるものとする。同書面は、日本語又は英語によるものとし、以下の事項が明記されていなければならない。

①問題提起者（以下「提起者」という。）に関する情報

- ・提起者名又は／及び組織名・代表者名
- ・連絡先住所
- ・連絡先電話番号、FAX番号
- ・電子メールアドレス

②問題提起の対象となっている企業（以下「被提起企業」という。）に関する情報

- ・被提起企業名
- ・所在国及び所在地（住所）
- ・連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）
- ・被提起企業が多国籍企業であると問題提起者が考える根拠

③問題提起の内容

- ・被提起企業が行動指針を遵守していないとして問題提起を行う個別事例の内容
- ・上記個別事例が行動指針のどの事項に違反しているかの説明
- ・問題提起の背景（過去の経緯、問題提起を行うに至った状況等）
- ・NCP手続を通じて得ることを期待する成果（被提起企業に求める事項）

④問題提起書を補強し得る関連資料の添付（適当な場合。原資料が日本語又は英語以外の場合には、日本語又は英語の仮訳を含めること。）

- ・問題発生国における関係法令条項等
- ・当該個別事例が他の国内・国際手続等（以下「並行手続」という。）に係っている場合には、並行手続の実施国及び機関、当該並行手続の内容・進捗状況、今後の見込み等に関する資料

イ 初期評価の実施（目安となる処理期間：3か月）

（ア）受領通知

日本NCPは、問題提起に関する書面を受領した際には、2（2）アの事項が明記されていることの確認を行った上で、提起者に対し、日本NCP名による受領通知を書面にて行う。また同時に、被提起企業及び、日本NCP以外に関係する第三国NCPがある場合は同NCPに対しても、受領通知の写し及び問題提起書の写しを送付する。

受領通知には、行動指針、日本NCPの手続手引（日本語版又は／及び英語版）を同封する。

（イ）初期評価の作成

問題提起書を受領した後、行動指針手続手引Ⅰの「C. 個別事例における実施」の1. に則り、行動指針の実施手続に関する注釈のパラグラフ23-25. を考慮しつつ、提起の内容が更なる検討に値するかどうかに関する初期評価を行う。具体的には以下の項目について検討し、その結果を当事者（提起者及び被提起企業の双方）に対し、日本NCP名において書面にて回答する。なお、日本NCPは、NCP手続の円滑な実施の観点から、原則として初期評価を公表しない。

- 日本NCPが主管すべき案件か（一般的に、問題は、問題が生じた国の各国連絡窓口で処理される）。
- 問題に関する当事者及びその利益。
- 問題が実体的で実証的か。
- 企業の活動と提起された個別事例との間に結びつきがあると思われるか。
- 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性。
- 他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか。
- 個別問題の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか。

（ウ）司法手続との関係

当該個別事例が並行手続に係っている場合には、実施手続に関する注釈のパラグラフ26. を考慮しつつ対処する。特に、司法手続に係っている事例の扱いについては、司法権の独立に留意する。

仮に提起された問題において関係国の法令や制度に基づく対応がとられていても、日本NCPとして活動の余地があると判断する場合には、更なる検討に値すると判断する。一方、司法手続が完結している問題については、右を根拠として更なる検討に値しないと判断する。

（エ）国内法との関係

我が国の国内法令上問題があり得ると判断される場合は、提起者又は被提起企業に対し、当該法令を含む我が国法令に定められた手続（司法手続を含む）に従って処理がなされるべき旨を、日本NCPより書面にて通報し得る。

（オ）更なる検討に値しない場合

初期評価の結果、提起された問題が更なる検討に値しないと決定する場合には、手続手引 I の C. 3. a) 及び実施手続に関する注釈の paragraph 27. 及び 32. を踏まえ、原則として、関係当事者、提起された問題、及び、当該問題が更なる検討に値しないと決定に至った理由が記述された声明を発出する。

ウ 当事者への支援の提供（目安となる処理期間：6か月）

提起された問題が更なる検討に値する場合には、当該初期評価に対する被提起企業の見解を聴取した後、手続手引 I の C. 2. 及び実施手続に関する注釈の paragraph 28. ～ 30. に基づき、当事者への支援を提供する。

当事者への支援の提供にあたっては、必要に応じ、以下の対応をとり得る。

- ・問題提起の内容が、日本NCPを構成する3省以外に関わる案件の場合には、関係する省庁に行動指針及び問題提起の内容を通知し、見解を聴取する。
- ・被提起企業の見解の聴取にあたっては、問題提起者側への伝達を望まない部分・内容がある場合、当該部分・内容を明らかにするよう被提起企業に要請する。
- ・労使団体等から見解を聴取する。
- ・在外公館を活用し、関連情報を収集する。

エ 声明又は報告の発出及び手続結果の公表（目安となる処理期間：3か月）

手続の終了の際には、手続手引 I の C. 3. 及び実施手続に関する注釈の paragraph 31. ～ 37. に基づき、日本NCP名による声明又は報告を発出する。

- ①関係当事者が合意に至った場合、当事者は、どのように及びどの程度まで合意の内容を公的に入手可能にするか合意の中で言及すべきである。同合意を踏まえ、声明には原則として、関係当事者、提起された問題、日本NCPが当事者支援のためにとった手続、合意の年月日等が記述される。
- ②関係当事者が合意に至らなかった場合、または当事者の一方が手続に参加しようとしなかった場合の声明には、原則として、関係当事者、提起された問題、初期評価において当該問題が更なる検討に値すると決定した理由、当事者支援のためにとった手続が記述される。

当事者は声明案又は報告案に対し意見を表明する機会を与えられる。ただし、当事者からの意見に対応して声明案又は報告案を変更するか否かについては、日本NCPが決定する。

- ③報告・声明の作成後、日本NCPは当該報告・声明を当事者に送付するとともに、公的に入手可能な手続結果として発出することにより手続を終了する。

手続結果は、OECDウェブサイト及び日本NCPウェブサイトに英語及び日本語で掲載される。

(3) 透明性と秘密性

ア 問題提起書

2 (2) イ (ア) のとおり、日本NCPは、提起者に受領通知を送付すると同時に、被提起企業及び、日本NCP以外に関係する第三国NCPがある場合は同NCPに対しても、受領通

知の写し及び問題提起書の写しを共有する。そのため、問題提起書の中で、特にそれら関係者に共有すべきでは無いと考える情報がある場合は、理由と共に、該当部分を明記しなければならない（例えば、問題提起者氏名の共有を拒む場合は、日本NCPに対して提出する原本の他に、問題提起者氏名を黒塗りにした問題提起書を送付する等）。そのような指定がない限り、問題提起書及び関連文書は、被提起企業及び関係NCPに共有される。

イ その他の関連文書

問題提起書が日本NCPに提出された時点から、個別事例関係者（提起者又は被提起企業）から日本NCPに共有された関連文書（関連資料、書簡など）については、当該情報提供者から特段の指定がない限りは、原則として、当該情報提供者以外の個別事例関係者に共有される。日本NCPに情報提供を行う者は、情報の一部又は全部につき個別事例関係者への共有を望まない場合は、理由と共に、日本NCPに対して明示的にこれを通知する。

ウ 秘密性

問題提起が日本NCPに提出された時点から、当該個別事例の関係者は、当該個別事例に関する情報を適切に管理し、特に上記ア～イに従いNCP手続を通じて知り得た全ての情報の秘密性を維持する事が求められる。円滑な手続実施のため、日本NCPは、全ての関係当事者に対して誠実な行動を取るよう求め、これに違反する行為があったと日本NCPが判断した場合には、当該個別案件にかかるNCP手続を中止し得る。

日本NCPは、個別事例の関係者が、当該個別事例を日本NCPに提起したことを公表することに反対はしないが、当該関係者に対して、かかる公表を行うこと自体が、また公表の方法によっては、NCP手続を通じた問題の解決の可能性に影響を与え得る点を考慮することを求める。

3. 適用期日

本文書は平成28年9月30日から適用される。本文書公表後に問題提起された個別事例については、本文書が適用される。

(了)